

隊長	將校	准士下士官
----	----	-------

極秘

外施設規定

一 總則

本規定ハ昭和十七年七月仁集參密才ニ九四號營外施設擴充要綱ニ基キ營外施設ノ建設經營利用監督等師團ニ於テ實施スベキ事項ニ關シ其要領ヲ定ムルモトス

營外施設ニ關スル建築、物件、備付飲食、補給又ハ拂下從業員ノ雇傭ノ施設内ノ取締等ニ關シ本規定ニ定メサル事項ハ陸軍營繕事務規程、野戰酒保規定ニ其他各關係法規ノ定ムル所ニ據ルモトス

本規定ニ於テ營外施設ト稱スルハ營外酒保特殊慰安所、偕行社及其他ノ地方団体等ノ篤志ニ依リ開設シタル軍人慰安施設ヲ謂フモトス

本條營外施設ハ本規程ニ於テ特ニ定メタル場合ヲ除ク外

当該駐屯地ニ於ケル高級先任ノ部隊長(以下管理部隊長ト稱ス)管理シ經營又ハ指導監督ニ任スルモノトス

二部隊以下同一地ニ駐屯スル場合ニ於テハ前項ノ管理部隊長ハ各關係部隊ヨリ委員ヲ差出サシメ委員制度ノ下ニ之ヲ管理セシムルコトヲ得ルモノトス

中四條 各地ニ警備隊長ハ当該警備地域ニ於ケル營外施設ヲ統轄シ各駐屯地ノ実情ニ即應スル所要ノ施設ヲ擴充整備シテ之カ均霑ヲ圖リ且經營利用監督等ニ關シ良金ヲ保持セシムルモノトス

中五條 營外施設ハ下級將校下士官兵ニ對スルモノニハ特ニ重点ヲ置キ施設スルモノトス

中六條 營外施設ハ下士官兵用ト將校准士官用トハ區別シテ之ヲ施設共用セシメサルモノトス

但シ本規定ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此ノ限ニアラス

ホ七條

營外施設ハ總テ各部隊共用トシ自隊専用ノ施設等ハ一切之ヲ設クルヲ得サルモトス

ホ八條

各部隊等當該駐屯地ニ營外施設ヲ附設セントスルトキハ施設ノ要領經營ノ方法其他必要ノ事項ヲ具シ順序ヲ經テ之ヲ師團長ニ具申スルモトス

ホ九條

營外施設ノ建設ニ關スル業務ハ經理部長之ヲ担任スルモ、トシ營外施設ニ對スル物件ノ備付飲食品ノ補給又ハ拂下要員ノ雇傭(官費支弁)等ハ各管理部隊長ニ於テ經理部長ト協議ノ上實施スルモトス

ホ一〇條

各地ニ警備隊長ハ毎年十二月末日ニ於ケル警備地域内各地ニ於ケル營外施設ノ設置經營利用等ノ狀況ヲ師團長ニ報告スルモトス

二 營 外 酒 保

中三條大隊本部以上ノ本部又ハ司令部所在地並特ニ交通頻繁

ナル要地ニハ野戰酒保ヲ營外ニ設置シ休憩所(庭園)讀書設

施設送聴取演藝觀覽施設等)賣店(軍裝品生活必需品

等)販賣スル施設)食堂等ヲ經營スルコトヲ得ルモノトス

中三條營外酒保ノ施設ハ專ラ下士官兵ニ利用セシムルヲ本旨トス 但シ

師團司令部所在地以外ニシテ偕行社ノ施設ナキ地ニアリテ

ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ營外酒保一部ニ区劃ヲ設ケテ

料理部ヲ併設シ下級將校等ノ爲簡易ナル會食又ハ宴會

等ニ利用セシムルコトヲ得ルモノトス

中三條師團司令部所在地ニ於ケル營外酒保ハ經理部長之ヲ管理

スルモノトス

中四條營外酒保業務ノ中營内酒保ニ準スル業務ハ其ノ管理スル部隊ノ

野戦酒保ノ一部トシテ経営スルモノトス 但シニ部隊以上
駐屯スル地ニ於ケル営外酒保ノ會計ハ別途ニ會計ヲ
設ケ損益收支ヲ明確ナラシムルモノトス

中五條 食堂賣店休憩所等ノ経営ハ夫々現地ノ実情ニ應ジ管理
部隊ノ直営トナシ或ハ部外者ヲ委託又ハ請負經營セシム
ルモノトス

中六條 営外酒保ニ対スル營繕備付物品及食品拂下等ニ関
スル事項ハ左記ニ依ルモノトシ品種数量價格等細部ハ
經理部長之ヲ定ムルモノトス

但シ級總新報営外酒保中料理部ニ対スル事項ハ階
行社ノ例ニ依ルモノトス

左記

六七條 各地已警備隊長ハ警備地域内各地營外酒保ノ賣品價格ヲ
 努メテ均衡ナラシムル如ク指導スルモノトス
 六八條 小駐心地又ハ交通僻遠ノ駐心地ニアル營外酒保ニシテ委託

備付物品	官費恤兵金酒保金	椅子机類ハ官費 食器類ハ自井	全上
飲食物	有償補給	掛下掛下	
電灯灯火	官費	官費	自井
暖室燃料	官費	官費	自井
雇傭人	官費酒保資金	自井	自井
逕分	自営ノ場所	請負經營ノ場合	料理部ヲ併設ル部ナシ
營繕	官費	官費	自井

又ハ請負經營セシムル場合經營困難ナルモノアリテハ師
 團長ノ認可ヲ受ケ恤兵金又ハ酒保資金ヲ以テ補助
 金ヲ交付スルコトヲ得ルモノトス前項ノ補助金ハ各地區警
 備隊長ニ於テ當該地區内各部隊ヨリ供出セシメ尚不足ス
 ル場合ハ師團長ニ具申スルモノトス

三 特殊慰安所

第十九條 中隊以上ノ駐屯地ニシテ該地ノ情況ニ依リ之ヲ必要トスル場
 合ニ於テハ衛生的且廉價ナル慰安ノ爲軍人軍屬專
 用ノ特殊慰安所ヲ開設スルコトヲ得ルモノトス

第二〇條 特殊慰安所ハ部隊ニ於テ直營セズ委託經營セシムルモノトス

第二一條 特殊慰安所ノ建物ハ輕微ナル程度ニ於テ經理部長別途
 經費ヲ以テ之ヲ實施シ管理部長ヨリ受託經營者ニ無

償貸與スルモノトシテ後ノ保續ハ受托經營者ノ負担トス

ホ三條 特殊慰安所ノ經營ニ必要ナル飲食品等ハ野戰酒保品ヲ

掛下クルコトヲ得ルモノトシ其細部ハ軍医部長之ヲ定ムルモノトス

ホ三條 特殊慰安所ノ經營ニ必要ナル藥品防護用品等ハ官物ヲ交

付スルコトヲ得ルモノトシ其細部ハ軍医部長之ヲ定ムルモノトス

ホ三條 師団司令部所在地ニ於ケル特殊慰安所ノ管理經營等ニ就

テハ前條ニ依ルノ外別ニ定ムル所ニ依ルモノトス

四 借 行 社

ホ三條 借行社ハ將校ノ團結ヲ鞏固ニシ相互新睦ヲ醇マシ學術ノ研

究ヲ爲トス其ニ便宜ヲ圖ルヲ目的トシ当分ノ間師団司令

部所在地ニシテ附設スルモノトス

ホ三條 借行社ニ附設スベキ專ラ宿衛部隊慰安部食堂部酒保

部ノ四部トシ各部隊毎ニ所要ノ娛樂設備ヲ附帶スモノトス

ホ三條 宿泊部慰安部食堂部ニ於テ所要ノ飲食物類ハ酒保部

ヨリ之ヲ配給スルトシテ野戰酒保品ヲ流用セザルモノトス

ホ四條

借行社ノ営繕ハ初度施設シテハ別途資金又ハ官

費ヲ以テ經理部長之ヲ實施スルモノトシテ後ノ維持

保續ハ各部隊毎ニ自費ヲ以テ處弁スルモノトス但シ國

有財産ニ属スル建造物ニシテ重要ナル維持營繕ハ官

費支弁トスルモノトス 前項ニ依リ寔費ヲ以テ施設シテ

ル事項ハ將校集会所名義ヲ以テ國有財産トシテ整理スルモノトス

ホ五條

借行社ニ於ケル備付物品燃料電灯料飲用水等ハ特將

校ノ集會等ニ必要ナル部分ニ限リ官物ヲ貸與シ又官費

支弁トシ以テ現物ヲ支給スルコトヲ得レモノトス

ホ六條

借行社ノ施設ハ理由ノ如何ヲ問ハズ軍部以外ノ者ニハ利用

セシメザルモノトス

ホ三條 借行社ノ従業員ハ昭和十五年十二月一日方軍別人ホ二〇八

號北支方面軍作戦地域内ニ設立セル借行社従業員ノ

宣ニ於ケル身分取扱ニ関スル内規ニ依ルモノトス

ホ三條 前各條ノ外借行社宿泊部慰安部食堂部酒保部ノ管

理並経営等ニ関シテハ別ニ規定スル所ニ依ルモノトス

五 其ノ他

ホ三條 部外団体又ハ個人等ニテ營利ヲ目的トスルコトナク慰安娯

樂施設ヲ設置シ軍人軍属ノ利用ニ提供スル場合ニア

リテハ前各條ニ準シ備付物品ノ一部ヲ貸與シ又ハ必需品

ヲ配給シ若クハ補助金ヲ交付スルコトヲ得ルモノトス

ホ三條 營外施設ニシテ部外ノモノヲ利用スル場合ニアリテハ前

各號ニ準シ所要ノ援助ヲ與フルコトヲ得ルモノトス